

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(第四十三条関係(平成十八年七月一日施行))

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国民年金の任意加入被保険者の特例)</p> <p>第五条 ドイツ連邦共和国の国民(協定第一条(1)(b)に規定するドイツ連邦共和国の国民をいう。以下同じ。)その他政令で定める者であつて、ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のものうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数、他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が六十以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(国民年金の任意加入被保険者の特例)</p> <p>第五条 ドイツ連邦共和国の国民(協定第一条(1)(b)に規定するドイツ連邦共和国の国民をいう。以下同じ。)その他政令で定める者であつて、ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のものうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数、他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数及び同条第五項に規定する保険料半額免除期間の月数を合算した月数が六十以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>